

II 賃 金 規 程

(正 職 員)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は正職員の賃金に関する事項を定める。

(区分)

第2条 賃金の区分を次のとおりとする。

(1) 本給 (基準内賃金)

- イ. 基本給
- ロ. 役職手当

(2) 基準外賃金

- イ. 時間外勤務手当
- ロ. 休日勤務手当
- ハ. 通勤手当

(支給の方法)

第3条 賃金は全額を本人に対して、直接、通貨で支給する。ただし、職員本人が金融機関への振込を希望した場合には、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払う。
ただし、社会保険料、所得税、その他法令で定められたものについては、これを控除する。

(計算期間および支給期日)

第4条 賃金は、毎月1日から末日までを1ヶ月分として計算し、翌月15日に支給する。

(支給日の繰り上げ)

第5条 支給日がセンターまたは取引金融機関の休日に当たる場合には、前日に繰り上げて支給する。

(計算の特例)

第6条 月の途中で採用され、または退職、死亡した場合は、その月に限って日割計算によって支給する。

(賃金の変更)

第7条 賃金の変更は、原則として発令の日から実施する。

2. 賃金の昇降給については、原則として毎年、次年度の予算編成期に検討の上、決定する。

第2章 本給 (基準内賃金)

(基本給)

第8条 基本給は、従業員各人の職務の内容、成果、意欲、遂行能力、経験及び年齢等を総合考慮のうえ決定する。

追々

(役職手当)

第 9 条 役職手当は役職者に支給する。役職者とは、事務局長、事務局次長、リーダー（それに準ずる役職名を含む）をいう。

2. 役職手当の額は、職種および就任した役職の職責に応じて個別に決定する。

(本給の額の決定)

第 10 条 本給は、正職員それぞれを給与表の等級（1 号の 1 から 20 号の 4 まで合計 84 等級）にあてはめ、当該の月額・年額を支給する。ただし、賞与については、第 18 条にもとづき、減額されることがある。

2. 本給のうち、役職手当に関しては、第 10 条の定めにより給与表の額に加算する。

第 3 章 基準外賃金

(時間外勤務手当)

第 11 条 所定の時間を超えて勤務した場合には、実働 1 時間について次のとおり、時間外勤務手当を支給する。なお、1 ヶ月平均所定労働時間数は年間カレンダーによる。

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.25$$

2. 時間外手当を支給する労働時間は、実働 8 時間を超えた時刻から計算する。

3. 管理監督の地位にある者には、時間外勤務手当を支給しない。ただし深夜に勤務した場合を除く。

(休日勤務手当)

第 12 条 休日に勤務した場合には、実働 1 時間について次のとおり、休日勤務手当を支給する。なお、1 ヶ月平均所定労働時間数は年間カレンダーによる。

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.35$$

(深夜勤務手当)

第 13 条 午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務した場合には、第 11 条の時間外勤務手当に加えて、実働 1 時間について次のとおり、深夜勤務手当を支給する。なお、1 ヶ月平均所定労働時間数は年間カレンダーによる。

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数}} \times 0.25$$

2. 管理監督の地位にある者が前項に該当する場合は、時間外勤務手当を除き、深夜勤務手当を支給する。

(通勤手当)

第 14 条 センターより 2 キロ以上の地点に居住する職員が通勤のために交通機関を利用する場合には、もっとも合理的な経路および期間の通勤定期券の実費を毎月ごとに支給する。
ただし、この場合、その最高限度額は 1 ヶ月 3 万円とし、3 万円を超える場合は、超過分についてその半額を支給する。

2. 第 1 項の額は欠勤、休職等により、1 ヶ月に 16 日以上勤務しない場合には、当該計算期間

の実際に出勤した日数に応じて支給する。

第4章 不就業に対する賃金の取り扱い

(休暇等の賃金)

- 第15条 就業規則第34条に定める特別休暇のうち、(2)出産休暇、(5)生理休暇は無給とする。
2. 第30条(育児時間)、第36条(母性健康管理のための休暇等)は無給とする。
 3. 第37条(子の看護休暇)、第38条(育児休業等)、第39条(介護休業等)は「育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務に関する規程」で定める。
 4. 就業規則第10条に定める休職期間中は、原則として賃金を支給しない。

(欠勤等の扱い)

- 第16条 欠勤、遅刻、早退および私用外出の賃金については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退および私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

第5章 賞 与

(賞 与)

- 第17条 賞与金は、就業規則第44条の定めにしたがい、支給日に在籍する正職員に対し、以下のよう支給する。
- 7月：本給から役職手当を減じた額の1ヶ月分
(ただし、4月から7月までの4ヶ月間のうち、正職員でない期間がある者は、正職員期間／4ヶ月を掛ける)
- 12月：本給から役職手当を減じた額の1ヶ月分
(ただし、8月から11月までの4ヶ月間のうち、正職員でない期間がある者は、正職員期間／4ヶ月を掛ける)
- 3月：本給から役職手当を減じた額の1ヶ月分
(ただし、センターの財政状況により、支給されない場合もしくは支給額が減額される場合がある。また、12月から3月までの4ヶ月間のうち、正職員でない期間がある者は、正職員期間／4ヶ月を掛ける)

※2018年4月1日改訂。ただし、第4条に関しては、2018年7月より運用する。

(本規則の施行)

- 第18条 本規則は、1999年12月2日から施行する。
- 2013年10月1日改定施行
2018年4月1日改定施行
ただし、第4条に関しては、2018年7月より運用する。
2018年5月10日改定施行
2022年4月1日改定施行

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人日本NPOセンター	事業年度	R4年4月1日～R5年3月31日
-----	--------------------	------	------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	14,380,000 円
準会員受取会費	810,000 円
受取寄付金	245,258,309 円
受取助成金	2,217,864 円
自主事業収益	64,544,177 円
受託事業収益	26,280,577 円
受取利息	898 円
雑収益	5,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	353,496,825 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
会員債（2名）	440,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	440,000 円

(3) その他

なし

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		89,600,000 円	女性支援プロジェクト等への寄付、コンサルティング収益、事業受託、会費
		50,500,000 円	環境教育プロジェクトへの寄付、会費
		30,000,000 円	IT 支援プロジェクトへの寄付
		26,536,200 円	スポーツ支援プロジェクトへの寄付、会費
		16,829,600 円	環境教育プロジェクトへの寄付、会費

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		18,476,106 円	ソフトウェア寄贈事業の事務手数料
		15,011,030 円	家賃、光熱費、消耗品等
		7,160,614 円	人材派遣費用
		4,048,000 円	東日本大震災支援事業の評価調査
		3,875,137 円	ソフトウェア寄贈事業の事務手数料

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			報酬	R4.4.1 ~R5.3.31	8,182,917 円
			報酬	R4.4.1 ~R5.3.31	1,170,000 円
			給与	R4.4.1 ~R5.3.31	

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額	
18 名	74,278,826 円	

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
別紙の通り			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
令和4年6月 29日	〇〇〇〇〇〇に対するソフトウェア寄贈事業の 事務手数料	2,366,864円
令和5年3月 23日	〇〇〇〇〇〇に対するソフトウェア寄贈事業の 事務手数料	18,476,106円
		円
		円
		円
		円
		円
.		円
.		円

(別紙) 3 取引の内容に関する事項 (3) ハ 役務の提供

期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額(円)	その他の取引条件等
					業務委託は契約による、 謝金は謝金規程による、 費用は請求による
		環境教育事業 業務委託	令和4年4月15日	594,000	
		環境教育事業 業務委託	令和4年4月15日	660,000	
		創出展開事業 業務委託	令和4年4月15日	43,000	
		震災関連事業 謝金	令和4年4月27日	30,000	
		震災関連事業 謝金	令和4年4月27日	30,000	
		創出展開事業 業務委託	令和4年4月27日	220,000	
		創出展開事業 業務委託	令和4年5月13日	220,000	
		交流・研修事業 謝金	令和4年5月31日	30,000	
		法人運営業務 謝金	令和4年5月31日	10,000	
		交流・研修事業 謝金	令和4年5月31日	30,000	
		交流・研修事業 謝金	令和4年5月31日	30,000	
		交流・研修事業 謝金	令和4年6月15日	30,000	
		交流・研修事業 謝金	令和4年6月15日	30,000	
		調査研究事業 謝金	令和4年6月15日	33,000	
		コンサルテーション事業 謝金	令和4年6月15日	10,000	
		新型コロナ緊急支援事業 業務委託	令和4年6月30日	50,000	
		コンサルテーション事業 謝金	令和4年7月15日	10,000	
		交流・研修事業 業務委託	令和4年7月15日	150,000	
		交流・研修事業 業務委託	令和4年7月15日	147,950	
		交流・研修事業 業務委託	令和4年7月15日	150,000	
		交流・研修事業 業務委託	令和4年7月15日	150,000	
		交流・研修事業 謝金	令和4年7月15日	50,000	
		創出展開事業 業務委託	令和4年7月15日	220,000	
		震災関連事業 業務委託	令和4年7月29日	4,048,000	
		創出展開事業 業務委託	令和4年8月15日	90,000	
		法人運営業務 業務委託	令和4年8月15日	264,000	
		コンサルテーション事業 謝金	令和4年8月31日	30,000	
		交流・研修事業 業務委託	令和4年9月30日	150,000	
		交流・研修事業 謝金	令和4年9月30日	30,000	

交流・研修事業 謝金	令和4年9月30日	30,000	
コンサルテーション事業 謝金	令和4年10月31日	110,000	
交流・研修事業 謝金	令和4年11月15日	60,000	
交流・研修事業 謝金	令和4年11月15日	120,000	
交流・研修事業 謝金	令和4年11月15日	120,000	
交流・研修事業 業務委託	令和4年11月15日	42,840	
交流・研修事業 謝金	令和4年11月30日	300,000	
交流・研修事業 謝金	令和4年11月30日	30,000	
情報事業 業務委託	令和4年11月30日	110,000	
コンサルテーション事業 謝金	令和4年11月30日	110,000	
交流・研修事業 謝金	令和4年11月30日	30,000	
創出展開事業 業務委託	令和4年12月23日	20,000	
法人運営業務 謝金	令和4年12月23日	10,000	
交流・研修事業 謝金	令和5年1月13日	110,000	
交流・研修事業 謝金	令和5年1月31日	20,000	
交流・研修事業 謝金	令和5年1月31日	20,000	
情報事業 謝金	令和5年1月31日	20,000	
交流・研修事業 謝金	令和5年1月31日	20,000	
交流・研修事業 謝金	令和5年2月15日	50,000	
交流・研修事業 謝金	令和5年2月15日	30,000	
創出展開事業 業務委託	令和5年2月28日	1,400,000	
震災関連事業 謝金	令和5年2月28日	40,000	
創出展開事業 業務委託	令和5年2月28日	150,000	
コンサルテーション事業 謝金	令和5年3月15日	110,000	
コンサルテーション事業 謝金	令和5年3月15日	110,000	
創出展開事業 謝金	令和5年3月15日	133,645	
震災関連事業 謝金	令和5年3月30日	30,000	
震災関連事業 謝金	令和5年3月30日	30,000	

5 支出した寄附金に関する事項(別紙)

No.	支出先の名称	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
1			令和4年4月15日	1,470,000	被災地復興支援事業
2			令和4年4月15日	2,000,000	被災地復興支援事業
3			令和4年4月15日	1,840,000	被災地復興支援事業
4			令和4年4月15日	1,990,000	被災地復興支援事業
5			令和4年4月15日	1,930,000	被災地復興支援事業
6			令和4年4月15日	4,440,000	創出展開事業
7			令和4年4月15日	4,260,000	創出展開事業
8			令和4年4月15日	5,000,000	創出展開事業
9			令和4年4月15日	4,500,000	創出展開事業
10			令和4年4月15日	3,970,000	創出展開事業
11			令和4年4月27日	420,000	被災地復興支援事業
12			令和4年4月27日	500,000	被災地復興支援事業
13			令和4年4月27日	500,000	被災地復興支援事業
14			令和4年4月27日	420,000	被災地復興支援事業
15			令和4年4月27日	460,000	被災地復興支援事業
16			令和4年4月27日	500,000	被災地復興支援事業
17			令和4年4月27日	500,000	被災地復興支援事業
18			令和4年4月27日	460,000	被災地復興支援事業
19			令和4年6月15日	716,000	創出展開事業
20			令和4年6月15日	2,347,200	創出展開事業
21			令和4年6月15日	1,469,000	創出展開事業
22			令和4年6月15日	663,000	創出展開事業
23			令和4年6月15日	651,600	創出展開事業
24			令和4年6月15日	1,830,888	創出展開事業
25			令和4年6月15日	2,078,000	創出展開事業
26			令和4年6月15日	900,000	創出展開事業
27			令和4年6月29日	3,875,137	情報事業
28			令和4年7月5日	4,850,000	被災地復興支援事業
29			令和4年7月5日	4,500,000	被災地復興支援事業
30			令和4年7月29日	4,500,000	新型コロナウイルス緊急支援事業
31			令和4年9月30日	296,000	ネットワーキング・制度関連事業
32			令和4年9月30日	1,500,000	創出展開事業
33			令和4年9月30日	1,500,000	創出展開事業
34			令和4年9月30日	1,472,500	創出展開事業
35			令和4年9月30日	1,500,000	創出展開事業
36			令和4年9月30日	1,500,000	創出展開事業
37			令和4年9月30日	1,500,000	創出展開事業
38			令和4年9月30日	1,500,000	創出展開事業
39			令和4年9月30日	1,430,000	創出展開事業
40			令和4年9月30日	1,500,000	創出展開事業

No.	支出先の名称	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
41			令和4年9月30日	1,500,000	創出展開事業
42			令和4年9月30日	300,000	創出展開事業
43			令和4年9月30日	300,000	創出展開事業
44			令和4年9月30日	300,000	創出展開事業
45			令和4年9月30日	109,150	創出展開事業
46			令和4年9月30日	300,000	創出展開事業
47			令和4年9月30日	300,000	創出展開事業
48			令和4年9月30日	287,500	創出展開事業
49			令和4年9月30日	450,000	被災地復興支援事業
50			令和4年9月30日	500,000	被災地復興支援事業
51			令和4年9月30日	440,000	被災地復興支援事業
52			令和4年9月30日	340,000	被災地復興支援事業
53			令和4年9月30日	500,000	被災地復興支援事業
54			令和4年9月30日	500,000	被災地復興支援事業
55			令和4年9月30日	500,000	被災地復興支援事業
56			令和4年9月30日	460,000	被災地復興支援事業
57			令和4年9月30日	300,000	被災地復興支援事業
58			令和4年9月30日	470,000	被災地復興支援事業
59			令和4年10月14日	300,000	創出展開事業
60			令和4年10月14日	995,800	創出展開事業
61			令和4年10月28日	1,400,000	創出展開事業
62			令和4年10月28日	1,500,000	創出展開事業
63			令和4年10月31日	3,000,000	創出展開事業
64			令和4年10月31日	980,000	創出展開事業
65			令和4年10月31日	380,000	創出展開事業
66			令和4年10月31日	1,419,440	創出展開事業
67			令和4年10月31日	2,860,000	創出展開事業
68			令和4年10月31日	814,000	創出展開事業
69			令和4年10月31日	1,240,000	創出展開事業
70			令和4年10月31日	3,000,000	創出展開事業
71			令和4年11月14日	1,500,000	創出展開事業
72			令和4年11月14日	1,500,000	創出展開事業
73			令和4年11月30日	2,700,000	創出展開事業
74			令和4年12月23日	1,500,000	創出展開事業
75			令和5年2月28日	1,150,000	被災地復興支援事業
76			令和5年2月28日	1,330,000	被災地復興支援事業
77			令和5年2月28日	1,220,000	被災地復興支援事業
78			令和5年2月28日	1,380,000	被災地復興支援事業
79			令和5年2月28日	1,320,000	被災地復興支援事業
80			令和5年2月28日	800,000	被災地復興支援事業
81			令和5年2月28日	1,200,000	被災地復興支援事業
82			令和5年3月30日	200,000	創出展開事業
83			令和5年3月30日	45,000	創出展開事業

No.	支出先の名称	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
84			令和5年3月30日	200,000	創出展開事業
85			令和5年3月30日	100,000	創出展開事業
86			令和5年3月30日	200,000	創出展開事業
87			令和5年3月30日	200,000	創出展開事業
88			令和5年3月30日	200,000	創出展開事業
89			令和5年3月30日	180,000	創出展開事業
90			令和5年3月30日	127,000	創出展開事業
91			令和5年3月30日	130,000	創出展開事業
92			令和5年3月30日	8,000,000	被災地復興支援事業
93			令和5年3月30日	300,000	創出展開事業
94			令和5年3月30日	4,000,000	創出展開事業
95			令和5年3月30日	4,000,000	創出展開事業
96			令和5年3月30日	4,000,000	創出展開事業
97			令和5年3月30日	5,000,000	創出展開事業
98			令和5年3月30日	4,880,000	創出展開事業
99			令和5年3月30日	4,840,000	創出展開事業
100			令和5年3月30日	4,210,000	創出展開事業
101			令和5年3月30日	193,000	創出展開事業
102			令和5年3月31日	4,000,000	創出展開事業
			合計	163,590,215	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 日本 NPO センター	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
①	R4年4月1日～R5年3月31日	19人	0人	0%	3人	15.7%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
 (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
 (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	④	⑤	⑥	⑦	⑧	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㊤ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	④	⑤	⑥	⑦	⑧	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「④」から「⑧」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「④」から「⑧」については、上記イに記載する各期間（「④」から「⑧」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「④」から「⑧」については、上記イに記載する各期間（「④」から「⑧」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 日本NPOセンター	①	②	③	④	⑤	申 請 時
役 員 数		19人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族 等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				①	②	③	④	⑤	申請時	就任・退任 年月日 ※アルファベ ットのない年 は平成
萩原 なつ子		代表理事		○						16年7月1日就 任
大島 誠		副代表理 事		○						20年7月1日就 任
山崎 宏		副代表理 事		○						28年7月1日就 任
田尻 佳史		常務理事		○						16年7月1日就 任
阿部 陽一郎		理事		○						R4年7月1日就 任
石田 祐		理事		○						R4年7月1日就 任
石原 達也		理事		○						30年7月1日就 任
今田 克司		理事		○						18年7月1日就 任
大野 寛		理事		○						R4年7月1日就 任
岡本 拓也		理事		○						R2年7月1日就 任
木内 真理子		理事		○						R2年7月1日就 任
茂木 (古賀) 桃子		理事		○						26年7月1日就 任 R4年6月30日 退任
小林 真一郎		理事		○						R3年7月1日就 任 R4年8月31日 退任
佐久間 裕章		理事		○						28年7月1日就 任 R4年6月30日 退任
笹尾 勝		理事		○						R1年7月1日就 任 R4年6月30日 退任

渋谷 篤男		理事		○						26年7月1日 就任 R4年6月30日 退任
高橋 良太		理事		○						R4年7月1日 就任
永井 美佳		理事		○						R2年7月1日 就任
畠山 順子		理事		○						R2年7月1日 就任 R4年6月30日 退任
平澤 哲哉		理事		○						R3年7月1日 就任
福田 里香		理事		○						R4年7月1日 就任
藤枝 香織		理事		○						R4年7月1日 就任
小森 (星野) 智子		理事		○						28年7月1日 就任 R4年6月30日 退任
毛受 敏浩		理事		○						28年7月1日 就任 R4年6月30日 退任
山ノ川 実夏		理事		○						27年7月1日 就任 R4年6月30日 退任
米山 廣明		理事		○						R4年7月1日 就任
早坂 毅		監事		○						24年7月1日 就任
河崎 健一郎		監事		○						28年7月1日 就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 日本NPOセンター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	随時	7年
現金出納帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	随時	7年
入金・出金・振替伝票	単票	随時	7年
寄付者名簿	ルーズリーフ	随時	7年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	7年
切手在庫集計表	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	7年
書籍在庫表	エクセル使用 ルーズリーフ	年1回	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本 NPO センター					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人日本 NPO センター		チェック欄																																
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓																																
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）																																		
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類																																		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類																																		
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程																																		
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類																																		
ヘ	助成の実績を記載した書類																																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</td> <td colspan="2">同 意</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</td> <td>☒ する</td> <td>☐ しない</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td colspan="3"> ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの </td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td colspan="3">各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td colspan="3">寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td colspan="3">前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td colspan="3"> 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 </td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td colspan="3">助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し</td> </tr> </table>				次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意		※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		☒ する	☐ しない	イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの			ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類			ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日			ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意																																	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		☒ する	☐ しない																																
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの																																		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類																																		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類																																		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程																																		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日																																		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し																																		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人日本NPOセンター
-----	--------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

㊤ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること					チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本NPOセンター	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ニ	暴力団の構成員等の有無	無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	いいえ
---	-----------------------------------	-----

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	いいえ
---	---------------------------	-----

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	いいえ
---	---	-----

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	いいえ